

令和 5年度

業務設計書（公示用）

業務名： 国庫補助事業3・4・15福住・桑園通（南6条線～菊水・旭山公園通
間）電線共同溝管理図作成業務

令和 5年 3月 単価適用

建設局 土木部 工事課 街路工事一係

位置図

S=1:10,000



業務名 : 国庫補助事業3・4・15福住・桑園通(南6条線～菊水・旭山公園通間)
電線共同溝管理図作成業務

業務場所 : 中央区南6条西14丁目ほか

500m

業務説明書

1. 概要
管理図作成 一式

2. 場所
札幌市中央区南6条西14丁目ほか

3. 期間
契約書に示す着手の日から令和 6年 3月15日までとする。

4. 図面
別添のとおり

5. 仕様書
電線共同溝技術マニュアル(案)(北海道無電柱化推進協議会)、電線共同溝(道路保全技術センター)、道路土工 カルバート工指針(日本道路協会)、道路土工 仮設構造物工指針(日本道路協会)、道路構造令の解説と運用(日本道路協会)、道路事業設計要領(北海道建設部道路整備課)、札幌市土木設計業務共通仕様書、土木工事標準設計図集、北海道開発局道路設計要領、札幌市公共測量仕様書、札幌市歩道施工ガイドライン、その他関係資料並びに特記仕様書によること。

6. 特記仕様書
別添のとおり。

()	業務名	国庫補助事業3・4・15福住・桑園通（南6条線～菊水・旭山公園通間）電線共同溝管理図作成業務
-----	-----	--

1. 積算金額

区 分		設計金額（円）
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

役 務 仕 様 書

1 役務の目的

本役務の目的は以下のとおりである。

下記の電線共同溝新設工事（他事業体 委託工事）について、その進捗に併せて、電線共同溝完成時に必要となる各種図面、整備計画書(変更)等を作成する。

工 事 名：国庫補助事業 3・4・15 福住・桑園通（南 3 条線～
菊水・旭山公園通間）電線共同溝新設工事

施工場所：札幌市中央区南 6 条西 14 丁目ほか

工 期：令和 5 年 4 月 3 日 ～ 令和 6 年 2 月 16 日（予定）

工事範囲：別図による。

2 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日までとする。

3 設計協議

着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時の計 3 回とする。なお、各打合せの際には主任技師が立ち会うこと。中間打合せは、上記の工事請負業者を含めて行うこととする。

4 記録簿の作成

各調査、協議内容等の記録簿を提出すること。

5 主任設計者及び照査技術者の資格要件

本役務の主任設計者及び照査技術者は、別記「技術者資格要件」を満たす者とする。

6 着手時提出書類

受託者は、本役務の実施にあたり、本市契約約款に定めるものの他に次の書類を提出するものとする。

- ・ 着手届
- ・ 工程表
- ・ 役務履行計画書
- ・ 主任技術者等指定通知書及び経歴書

7 設計根拠

設計計算等において、その決定根拠およびそれに基づく文献等（頁）について明記すること。

8 業務内容

- ・ 工事対象は別図による。
- ・ 詳細は別記の特記仕様書による。
- ・ 報告書のまとめ方については業務主任の指示によるものとする。

9 成果品

(1) 管理図等作成

- ・電線共同溝管理図
- ・電線共同溝管理台帳（占用状況一覧表）
- ・連系設備引渡書
- ・整備計画書（変更）
- ・数量調書、図面

※本路線については、1 工区 2 か年で電線共同溝の敷設を行っている。（1 年目：通信管路、2 年目：電力管路）業務範囲内において、通信管路線形の変更等に伴う、電力管路線形の変更部分についても工事施工業者、業務主任と調整を行い図面、数量調書の作成を行うこと。

- ・電子データ一式

(2) 各種報告書、検討書、打合せ記録簿、その他業務主任が必要と認めた資料等

なお、取りまとめにあたっては、事前に業務主任と協議すること。

本業務においては電子納品の対象とする。

本業務において電子納品を運用することとし、札幌市電子納品に関する手引き〔土木業務編〕に基づいて行うものとする。以下のアドレスを参照すること。

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/densinouhinn/densinouhin.html>

作成した CAD 図面のデータの提出については、広く一般に使用されている拡張子とするが、可能であれば dwg 形式で行うこと。dwg 以外の形式を使用する場合には、業務主任と協議すること。

10 環境への配慮

- (1) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚をもつような研修を行うこと。

11 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た事項を他人に洩らしてはならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (3) 本業務に疑義が生じた場合は、業務主任と協議すること。
- (4) 電線共同溝管理図及び電線共同溝整備計画書作成にあたっては、工事施工者及び電線共同溝参画企業と綿密な調整を図ること。

特記仕様書（管理図等作成）

1. 管理図の作成

（1）役務内容

電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する図面（CAD）データを変更・修正・追記するものとする。変更・修正に当たっては、CAD のレイヤー機能を活用し、以下の図面を効率よく出力できるよう工夫すること。

①変更部分を朱書きとした新旧併記図面

②最終出来形図

※通信管路線形の変更等に伴う電力管路線形の変更図面についても作成

貸与・修正対象図面枚数

・電線共同溝新設工事 : 67 枚

（2）提出種類

図面 CAD データを電子媒体に記録し、提出すること。

（3）成果品提出時期

当該図面は、以降に記載する調書類作成の基礎資料となるものであることから、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設箇所が確定した段階で、速やかに図面データを提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、監督員の指示による。

2. 整備計画書（変更）の作成

（1）役務内容

電線共同溝整備工事に先立ち作成された整備計画書（当初）を電線共同溝新設工事の出来形に併せて変更し、整備計画書（変更）を作成するものとする。変更に当たっては、本市が貸与する当初計画データ（エクセル・ワード）を修正するものとし、内容は以下のとおりとする。

整備計画書（変更）

①整備計画書

- 敷設計画書
- 建設負担金資金計画書
- 建設負担金算定調書（各電線管理者毎）
- 企業別建設負担金延長算出調書
- 電線共同溝占用数量調書（一覧表）
 - ・電線共同溝占用数量調書
 - ・上り・下り（縦断部、横断部、引込部、連系部） 占用数量集計、各社占用数量

②図 面

- ・位置図（1：10000）
- ・図 面
 - ・電線共同溝整備計画図（平面図）
 - ・縦断図
 - ・土工定規図
 - ・ケーブル収用形態図
 - ・特殊部管路配置図
 - ・地上機器部組立図、通信接続部組立図
 - ・幹線管路線形図
 - ・引込管路線形図、連系管路線形図（縦断図含む）
 - ・占用予定者別占用部分図（各電線管理者毎）
 - ・その他、業務主任が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来形図）を流用・添付。

（2）中間成果の提出

役務履行期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設箇所が確定した段階で、速やかに「整備計画書（変更）（案）」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への内容確認作業は、監督員が行う。

（3）成果品の提出

「整備計画書（変更）」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①整備計画書、②図面（縮小製本）は印刷・ファイリングし、提出すること。

3. 電線共同溝管理台帳の作成

(1) 業務内容

本市が電線共同溝を管理する上で必要となる管理台帳（占用状況一覧表）を作成する。管理台帳はエクセルファイルで作成するものとし、オートシェイプでの作成を標準とする。

(2) 中間成果の提出

役務履行期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業開始前を目処に、速やかに「電線共同溝管理台帳（案）」を電子ファイルで提出し、監督員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、内容確認作業は、監督員が行う。

(3) 成果品の提出

電線共同溝管理台帳のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、電線共同溝管理台帳は印刷・ファイリングし、提出すること。

4. 連系設備引渡書の作成

(1) 業務内容

電線共同溝整備工事の完了後、各電線管理者に提出する連系設備引渡書を作成するものとする。作成にあたっては、本市が指定する様式（エクセル・ワード）に必要な事項を記入するものとし、内容は以下のとおりとする。

①連系設備引渡書関連書類

- ・引渡設備内訳書（連系設備部分 各電線管理者毎）

②図 面（共通）

- ・位置図（1：10000）
- ・図 面
 - ・電線共同溝整備計画図（平面図）
 - ・縦断図
 - ・連系設備立上詳細図
 - ・連系管路線形図（縦断図含む）
 - ・その他、業務主任が指定する図面

※ 1. 管理図の作成で作成した図面（いずれも最終出来型図）を流用・添付。

③連系設備部写真

- ・連系設備部の写真は、JPG形式のものを監督員が工事請負者より入手し提供するので、電線管理者毎に取りまとめること。

(2) 中間成果の提出

役務履行期間中、電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設工が完了し、電線管理者による入線作業完了前を目処に、「連系設備引渡書（案）」を電子ファイルで提出し、各電線管理者に確認の後、監督員の指示により必要に応じて修正を行うこと。なお、各電線管理者への確認作業は、監督員が行う。

(3) 成果品の提出

「連系設備引渡書」のデータを電子媒体に取りまとめ、提出すること。また、①連系設備関連書類、②図面（縮小製本）、③連系設備部写真は印刷・ファイリングし、提出すること。

5. 数量調書・図面の修正

(1) 役務内容

上記電線共同溝新設工事のうち、電線共同溝部分の出来形に合わせて本市が貸与する数量調書・図面データを変更（※ 電線共同溝敷設にかかる部分のみとし、道路改築等の関連部分は含まない。）するものとする。

(2) 提出種類

修正した数量調書・図面データを電子媒体に記録し、提出すること。印刷製本は不要。

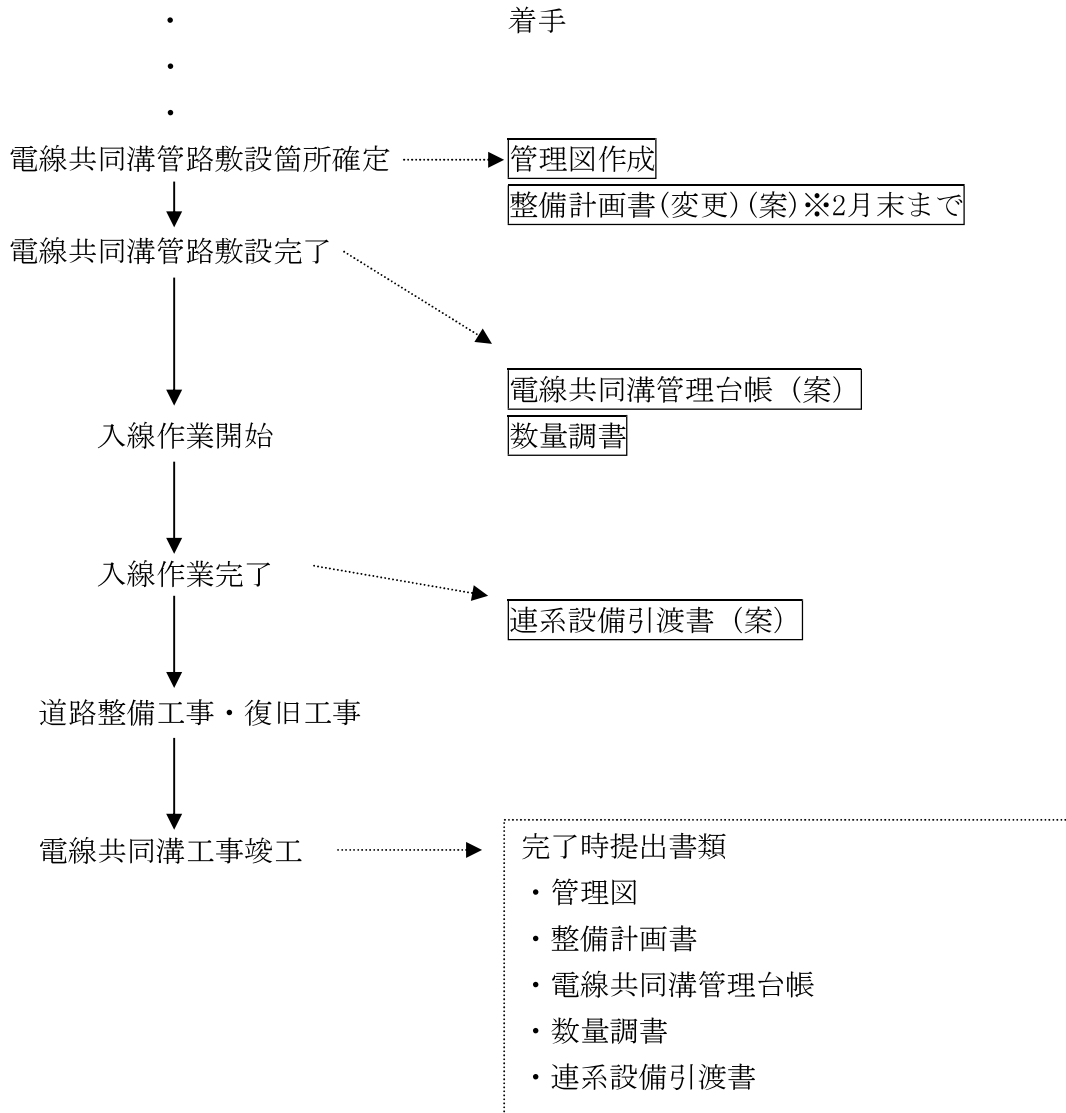
(3) 成果品提出時期

電線共同溝新設工事のうち電線共同溝敷設箇所が確定した段階で、速やかに提出できるよう逐次作業を進めること。なお、提出の時期については、監督員の指示による。

【参考】業務履行フロー

電線共同溝新設工事

管理図等作成業務



【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の 절차를定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に

対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないこと
よって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を
賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略すること
とする。

技術者資格要件(主任設計者及び照査技術者について)

別紙

- 本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。
 - 主任設計者は、下記資格要件分類表の(Ⅳ)の要件を満たす者とする。
 - 照査技術者は、下記資格要件分類表の(Ⅳ)の要件を満たす者とする。
- 技術士またはRCCMの資格保有者とは、登録していることを条件とする。
 業務着手時に、資格者であることを証明できる書類(登録証の写し)を提出すること。
 なお、資格要件(Ⅰ)で技術士の場合は、専門科目が証明できる書類(登録証明証の写し)を提出すること

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件(Ⅰ)	技術士(建設部門-道路、総合技術監理部門-建設-道路)、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者。	
資格要件(Ⅱ)	技術士(建設部門、総合技術監理部門-建設)、RCCM(道路)のいずれかの資格保有者。	
資格要件(Ⅲ)	技術士(建設部門、総合技術監理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について(大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上)実務経験を有する者。	技術士(建設部門、総合技術監理部門-建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者。
資格要件(Ⅳ)	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について(大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上)実務経験を有する者。	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理-建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理-上下水道	上下水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理-農業	農業土木
	森林、総合技術監理-森林	森林土木
	水産、総合技術監理-水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理-応用理学	地質

別表3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上下水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
建設環境	
水産土木	

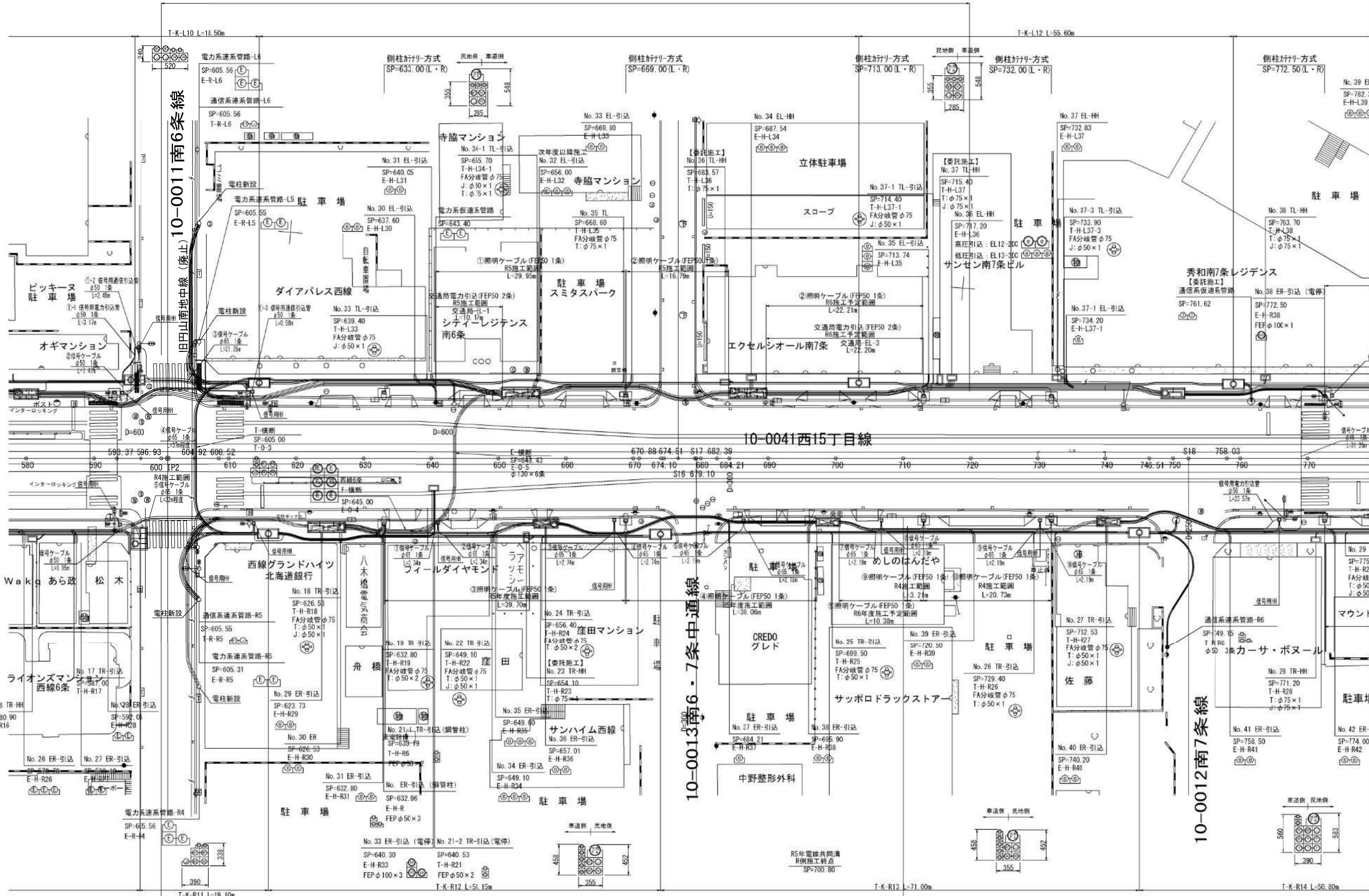
南6条西14丁目

南7条西14丁目

電線共同溝管理図作成 L=434.75m

平面図(1)

L=120.00m



L=110.00m

南6条西15丁目

令和5年度設計図

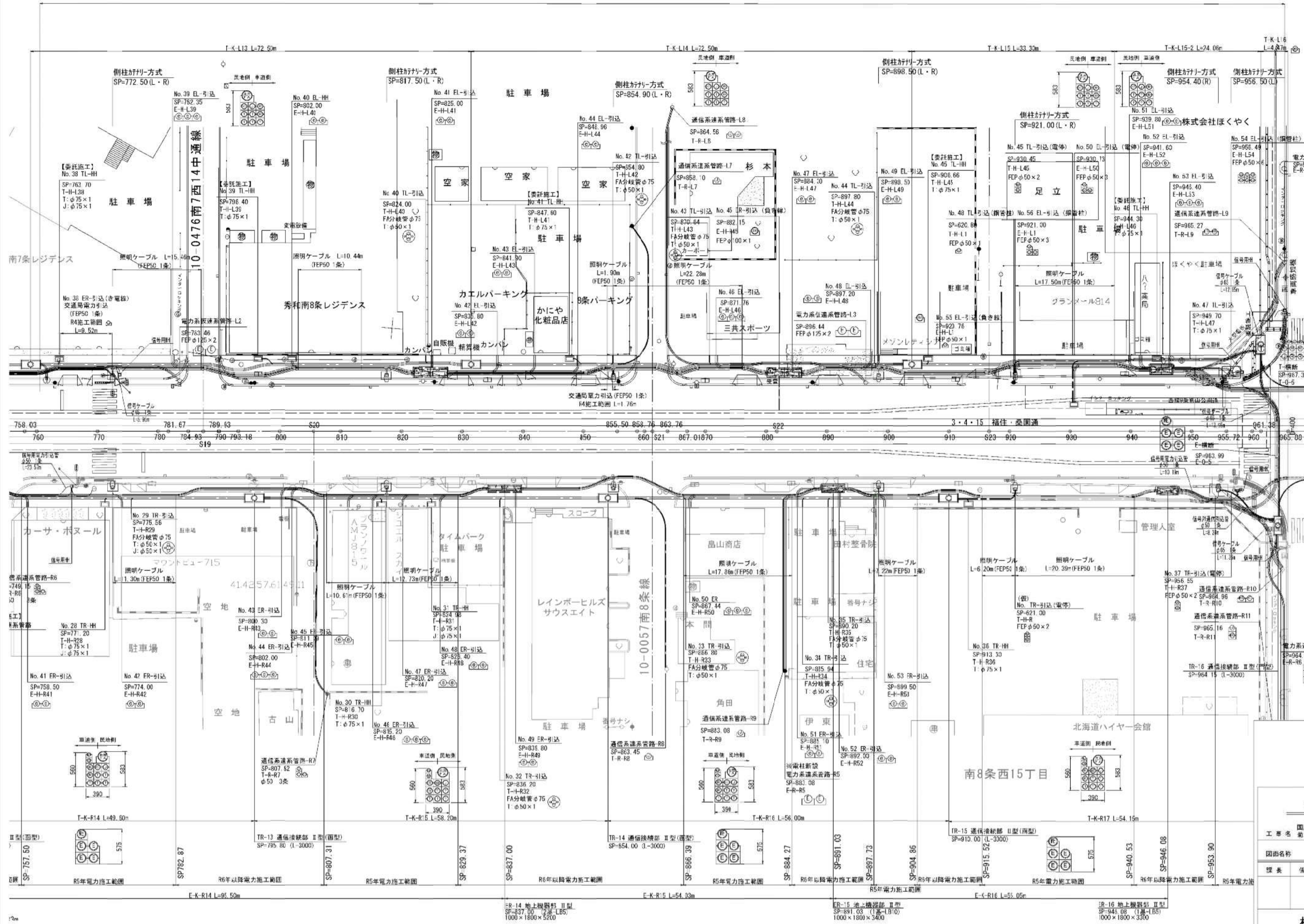
国庫補助事業 3.4-15種住・農園通(南6条線~
 工事名 湧水・旭山公園通)電線共同溝管理図作成業務

図面名称 平面図(1)

課長	係長	担当者	縮尺	図面番号
		RS.3	1/300	2

札幌市建設局土木部

L=204.75m



令和5年度設計図

国庫補助事業 3・4・15福住・桑園通(南6条線~
 勘水・湖山公園通間)管線共同溝管渠図作成業務

図面名称 平面図(2)

図面番号	縮尺	枚数
R5.3	R5.3	1/300
		2

札幌市建設局土木部

令和 5 年度

業務設計書（見積参考）

業務名： 国庫補助事業3・4・15福住・桑園通（南6条線～菊水・旭山公園通
間）電線共同溝管理図作成業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、
契約上、これを拘束するものではありません。

令和 5 年 3 月 単価適用

建設局 土木部 工事課 街路工事一係

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	国庫補助事業3・4・15福住・桑園通（南6条線～菊水・旭山公園通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	道路構造物設計	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
道路構造物設計			式	1		
電線共同溝(C・C・Box)設計			式	1		
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計			式	1		
詳細打合せ			式	1		
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価			式	1		
業務原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
設計業務価格			式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	国庫補助事業3・4・15福住・桑園通（南6条線～菊水・旭山公園通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	道路構造物設計	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路構造物設計			式	1		
電線共同溝(C・C・Box)設計			式	1		
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計			式	1		
電線共同溝(C・C・Box)詳細設計(全体		設計延長 440m 予備設計成果有 補正地域なし	式	1		内-1号
詳細打合せ			式	1		
打合せ		中間打合せの回数 1回	式	1		内-2号
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
旅費交通費(率計上)			式	1		内-3号
電子成果品作成費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		内-4号

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	国庫補助事業3・4・15福住・桑園通（南6条線～菊水・旭山公園通間）電線共同溝管理図作成業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	直接原価	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価			式	1		
業務原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
設計業務価格			式	1		
消費税等相当額			式	1		
業務委託料			式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	電線共同溝(C・C・Box)詳細設計(全体設計)	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 3 2023. 3 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
設計計画	440m 有 補正地域なし	箇所	0.6		単一 1号
全体設計(平面・縦断線形設計)	440m 有 補正地域なし	箇所	0.6		単一 2号
全体設計(数量計算)	440m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 3号
関係機関との協議用資料作成	440m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 4号
照査	440m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 5号
報告書作成	440m 有 補正地域なし	箇所	1		単一 6号
合 計					

